

病児保育室ばんだ利用規約 2021年12月改訂

第1条（名称及び所在地）

名称を「病児保育室ばんだ」（以下、本保育室）とし、本保育室を群馬県館林市富士原町 1174-18 に置く。

第2条（設置者）

設置者を、医療法人こやなぎ小児科（以下、当院）理事長 小柳富彦（住所：群馬県館林市富士原町 1089-1）とする。

第3条（管理者）

管理者を、園長 小柳順子（住所：前条と同じ）とする。

第4条（目的）

病気やけがのため集団保育の困難な児童・生徒を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。

第5条（看護保育の方針）

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育に当たり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第6条（病児保育の対象）

1. 利用対象は、生後3か月からおおむね小学校3年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない事由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度等の観点から、麻疹、結膜炎（流行性含む）、インフルエンザの発症初日およびその翌日、は対象から外す。また、満1歳に達した児は麻疹風疹混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。
3. 定員は6名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。

第7条（利用方法）

1. 利用時間は次のとおりとする。
月～金曜日：午前 8:30～午後 5:30
（休室日：土曜、日曜、祝日。夏期休診、年末年始休診、臨時休診などの当院休診日）
2. 館林市病児保育事業利用者は、毎年度、初回利用日前日までに、居住地の市役所・町役場に利用登録を行うこと。2014年4月1日より、当該事業の利用地域は、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町在住者とする。
3. 予約は次のとおりとする。
 - ①利用日前日の午後 5 時 30 分までに電話予約をする。
 - ②利用当日の予約は定員に余裕があるときに限り受け付け、入室は 9 時以降とする。
 - ③予約のキャンセルは利用日当日の午前 7 時 00 分までとする。
4. 利用時提出書類は次のとおりとする。
「利用申込書」「病状連絡票」は利用者が記入し、「診療情報提供書」は主治医に記入してもらい、予約時もしくは利用日当日に本保育室へ提出する。

5. 病状の変化した時の対応について。

本保育室が、当院もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

6. インフルエンザが疑われる場合など、感染対策として、受診を求めることがある。

第8条（利用料金等）

1. 基本料金は1日当たり 2,000 円とする。
2. オムツなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。

第9条（利用料金支払方法）

利用料金は入室時に支払い、別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第10条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償（賠償責任保険、身体補償 5,000 万円、財物補償 5,000 万円まで）を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第11条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

- ①児の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ②新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
- ③気象警報等が発令されたとき。
- ④当院の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤本利用規約に従わないとき。

第12条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第13条（相談窓口）

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長小柳順子（電話 0276-78-7391）とする。

第14条（規約の変更）

本規約の変更は本保育室が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

年 月 日
保護者署名欄
